

令和4年度第1回熊本県環境影響評価審査会

議 事 概 要

1 日 時

令和4年（2022年）5月19日（木）午前9時45分から午前11時45分
まで

2 場 所

熊本市男女共同参画センター はあもにい 4階研修室A・B
（熊本市中央区黒髪三丁目3-10）

3 出席者

（1）熊本県環境影響評価審査会

石田委員、大石委員、太田委員、奥村委員、笠原委員、川井委員、坂梨委員、
松田委員、村田委員、森委員、柳瀬委員（15人中11人出席）

（2）事業者等

株式会社大、西部環境調査株式会社 他 計8名

（3）県関係課及び市町村

熊本県環境保全課、循環社会推進課、八代保健所、保健環境科学研究所、八代
市環境課、芦北町住民生活課 計7名

（4）事務局（熊本県環境生活部環境局環境保全課）

村岡課長、林課長補佐、田嶋主幹、米崎参事、内田参事、藤本主事

（5）傍聴者等

傍聴者2名、報道関係者なし

以上、オンライン出席者を含む。

4 議 題

「くまさん安定型最終処分場整備事業に係る環境影響評価方法書」について

5 議事概要

事務局（環境保全課）から、今回の事業概要等について説明した後、事業者等か
ら事業及び方法書の概要について説明が行われた。

主な質疑の概要

会長 | 意見・質問があればお願いしたい。

委員

地下水の調査についてお尋ねしたい。

現地調査での話や方法書巻末の地質調査を見ると、水路、クラックが多く、裂か水など水の路ができています。

これから地下水の等高線を作成して、流れの方向や流速といった面的な流れを調査すると思われるが、面的な流れの把握のためには最低3地点は調査しなければならない。

この地質の状況を見ると、埋め立てる予定の直下の3地点で十分だろうかという気がする。雨が降っても窪地に水が溜まらないということは、地下だけではなく面的にも水が流れていると思う。

高い精度の地下水の流れを把握するためには、ボーリング地点が多ければ多いほど高い精度になる。しかし、たくさんやればいいというものでもなく、経済的なこともある。ただ、この3点だけで、地下水の面的な等高線が作成できるかという疑問を持った。

通常、山の谷間の窪地に埋め立てるということであれば、土の中に水が浸透するが、この土地では、かなりの割れ目や空隙があり、そこが水の路になる。「各所に破碎帯が認められ、雨水が破碎帯を通じて浸透する」とあり、岩盤のようになっているが、浸透するという事は水の路を通ると印象を受けた。

だから、この3点だけなのか、今わかっている水の路がある場所を再度ボーリングする必要はないのか。

精度の高い等高線を調べれば、流速や流向もわかると思う。

熊本県はほとんどが地下水に依存している。現地から1kmくらいの場所には集落もあり、井戸もあるということを考えれば、地下水が非常に重要なポイントになると思っているが、いかがか。

事業者

やればやるほど精度が上がるとするのは確かだと思う。

環境影響評価は、事業者レベルで最大限環境にいいことをやるというものである。

したがって、事業者によって最大限というのは変わっていくと理解している。決して、事業を止めるための環境影響評価ではない。

だから、できるだけコストを下げ、最低限把握できる地点を設定して考えていきたい。

先生のおっしゃることはわかる。

委員

今の件に関連して。

確かに、本数が増えればコストは増える。

ただ、その場合、窪地の3地点がベストな配置かというのは、地質調査報告書を見る限り、私にはそう思えない。この地点が適正なボーリング位置なのか、せつかく地質調査をしているが、根拠になるような地質図がないというのが困ったもので、例えば、破碎帯が注目されており、走向傾斜を測っているが、断面線を走向と並行方向に引いて断面図を作成しても地質構造は見えないと思う。

それらを踏まえたうえで、この3点が水位、流向を評価するコストパフォーマンスを含めてこれで最適ということがわかればよいが、その担保がはっきりしない。

地質調査報告書の評価では地下水は南側の断層まで行って、そこへ沿って南西へという推定がされている。

しかし、その評価に対してそのエリアについて評価をする情報が今のところ足りていない。

そのあたりを総合的に見て平気であるということが、わかるようにしていただきたい。

決して事業を止めるということではなく、ただ、事業をやる以上は何か起きたときの担保がなければいけない。そのために、今回のボーリングの構成・配置が一番いいのか。最終的にボーリングの水位の状況を図るボーリングと合わせて5本となる。この5本の配置がこの地域の水質であったり、流向であったりを測定するのに最も良いレイアウトなのか、それがわかる図面等が欲しい。

それがなければ評価ができない。

委員

関連する質問。最終処分場の場合は、地下水汚染というのが一番大きな問題で、地元反対のベースとなっている。

二人の委員が言ったように、廃棄物の埋立てを始めてから、もし漏水した場合にどこに浸透水が流れていくのかというのを把握しておかなければならない。そのために、地下水に関するモニタリングは徹底して行う必要がある。

しかも、安定型処分場の場合は遮水工を行わない。また、採石場跡地で発破が行われているため、採石の中がルジオン値も大きくなっている。そういう面では、地下水の調査については徹底してやった方が、地元の説明も含めて安全であると考えている。

事業者

私自身は地下水や地質の専門ではないのでわかっていない部分があるが、地下水のデータをどこまで準備するとか、どういうデータが欲しいとか、どういう図面が欲しいとか、最低限どこまでしなさいということを示すことは可能か。

委員

ボーリングをやって流向がどういう方向で、水位、等高線がどうなっているかということは当然把握しておくべきことだと考えている。環境アセスメントの中でも、太陽光発電や風力発電は設置すれば終わりであるが、廃棄物処分場の場合は、この計画でいえば15年間、85万^m³埋め立てる。その期間に漏水が起きた場合にどう対応するかという問題となる。

事前に調査を行っていれば、どの方向に流れるか把握はできるが、やらなければ予測も何もできない。

また、地下水のモニタリングの地点も変わってくる。上流側でモニタリングをしても意味がない。

それから、入ってくる廃棄物によって、九州では土砂、がれき類が多いが、廃プラスチック類ばかりを埋めるところでは、汚水が発生する。プラスチックの汚れや硫化水素等が発生することが現実的にある。方法書が配慮書よりも改善されていることは評価するが、県によっては安定型最終処分場でも採石場跡地の場合は簡易のライナーを設置するよう指導するところもある。

地下水に最も影響が出るため、不信・不安を払拭するための努力をしていただきたい。

- 委員** 補足であるが、調査をして流向・流速がわかった場合、想定する流れがわかる。
- それがわかった時点で、下流側の井戸で、住宅地にある民間の井戸で構わないので、影響を及ぼすと思われる地点をモニタリングして、その水質を測定すれば大丈夫であるということが担保できる。そうすると費用をあまりかけずに半年や1年に1回の測定で水質が変わっていないということを住民の方に見せることができる。
- モニタリングのために井戸を掘るのは無駄とまではいわないが、たくさん井戸はあるはずなので、うまく活用していくとよいのではないかなと思う。それが住民の安心にもつながる。
- 委員** 反対の人であっても水質を定期的に無料でモニタリングする、水質検査をやることは提案になると思う。
- 事業者** 委員のおっしゃることは実際に民家の井戸があるだろう、ということで、その井戸をうまく利用してデータを増やしなさいという理解でよいか。
- 委員** 基本的にはそれでいいと考えている。
- 新たに井戸を掘るということは労力もかかるし、地権者もうちのところに来るのかという話もあるので、実際に使っている方に水質が大丈夫であることの保証をするために水を使わせてもらう方がお互いにとってよいのではないかな。
- 委員** 今の意見について、3地点が有効かどうかという話があったが、全体の中で3地点が近接しているように見えるため、もう少し広く設定した方が水の動きを把握できるのではないかなとか、あるいは、狭い方が良いのかわからないが、そういったところを考慮してほしい。
- 3地点を設定した理由を明確にすればわかりやすい。
- 委員** 計画地周辺の地下水の等高線と流向がはっきりわかるように調査をしてほしいということ。必要な地点があればやってもらわなければならないし、既設の地点が使えればそれを使っても構わない。今の3地点や1地点でも大丈夫という判断であればそれでもかまわないが、それをどう評価するかという話になる。
- ただ、全体がわかる資料を提出してもらわなければならない。
- 特に、廃棄物処分場は埋立てを始めてからの問題であり、15年埋め立てて終わりというわけでもなく、廃止まで含めれば、20年30年管理しなければならない。
- そういうことを考えれば基本的な調査はきちんと徹底してやっていただきたい。
- 事業者** ボーリングの配置に関しては現地を調査して、採石場のため、かなりの情報を得ることができた。
- 割れ目の方向や傾斜はわかったため、それに基づいて地下水の流れ等を推測している。
- 通常、平地いわゆる地層水であれば流れの方向もわかりやすいが、現

地では岩盤の割れ目の中にある水のため、把握は難しい。
現状割れ目の方向等から推定しているだけではあるが、それを確認するために近接点で3地点選定したところ。
具体的にどの程度まで確認すればよいのか。

委員 例えば要約書の図 2-2。緑のところが廃棄物を埋め立てる場所となるのか。

事業者 要約書は持ってきていないので。

委員 では、方法書の図 2-2。基本的な部分を伺いたい。
緑の部分は「盛土」と書かれているが、埋立時の断面図になるのか。
埋立供用開始時の断面図となるのか。

事業者 そのように（埋立完了後の予定の断面図）考えております。

委員 図 2-7 の切土盛土の部分は図 2-2 の手前の部分を掘削するようになっているが、これは掘削して埋め戻すのか。

事業者 埋め戻しを行う。

委員 そこは透水性が良いことになる。

委員 それから図 2-2 の断面図では窪地を除いた部分の深さが 20m ある。法面の端は発破をかけてあるため、雨が降れば、斜面の途中からも雨水が浸出する可能性もある。

雨水の調査をする際は、ぜひ、大雨のあとに何回か行って、どこから湧き水が出ているか確認してほしい。

それをやらなければ浸透水の水量の予測はできない。その結果で沈砂池の容量も変わってくる。

大雨の直後、あるいは雨がある程度降った直後にどのようになるのか。

加えて、沈砂池から流入する越猪川の水量と放流口の水量の希釈率の問題も出てくるため、そういったところを考慮して検討していただきたい。

会長 この問題もなかなか大変なところではあるが、視点を変えるということでもよろしく願います。

委員 資料の 7 ページにある展開検査について。

「原則としてくまさん安定型処分場が認める熊本県内の中間処理業者を通して搬入する。」とあるが、県外の廃棄物が直接搬入されることはないということか。

事業者 基本的には、(株)大が持っている中間処理場で選別を行い、選別後の安定 5 品目を入れる構想である。

委員 ダイレクトには来ないということか。熊本県内の中間処理業者、(株)大であろうと他の中間処理事業者であろうと、そこを経由したものしか入らないという認識でよいか。

一次選別で不適物は撤去すると。

事業者 原則はそのように考えている。

委員 原則ではなく実際に聞きたい。

事業者	<p>実際に、例えばがれき類、地元の建設業者から契約を求められた場合、完全にながれきだとわかっている場合は中間処理を経由しなくてもよいという承認をしよう。</p> <p>原則、県外からの廃プラスチック類を基本とした安定型混合物の場合は、中間処理、基本的には(株)大若しくは(株)大が信頼している地域の中間処理業者との契約を原則は守っていくと考えている。</p>
委員	承知した。
委員	<p>廃棄物の話をしたが、想定している受け入れる廃棄物の割合はどのようになっているか。</p> <p>なぜこのようなことを聞くのかというと、埋め立てる廃棄物によって、浸透水も変わってくる。場合によってはガスが出てくる、又は全く出てこない、あるいは浸透水も何もしなくてもきれいなものが出てくることもあるので、どのようなものを受け入れる予定か、わかっているならば教えていただきたい。</p> <p>それによって環境アセスメントのやり方も変わってくると考えている。</p>
事業者	<p>現状、(株)大に入ってくる廃棄物はマニフェストで県にも報告している内容であるが、半分から7割程度は廃プラスチック類とその他の混合物が多い。県外からドンと入ってくる時はそういう傾向にある。県内の場合はがれき類であったり、木くずであったり、中間処理業者として選別するものが多い。</p> <p>比率でいうと、6割程度は廃プラスチック類になるのではないかと考えている。厳密な計算等ではないが、今までマニフェストを集計した数字で把握しているものである。</p>
委員	<p>そうすると、熊本県内の廃棄物処理計画の中で廃プラスチック類は3,000t程度とされているため、85万m³、一日あたりでは210m³となり、ほとんどがくまさん安定型最終処分場に入らなければ計画的に処理できないようになるが、ここでいう話でもないが、そういうことにならないか。</p>
事業者	<p>県外廃棄物は処理量の1/3までという事前協議があるため、それを超えることはない。まず、(株)大の取扱量の1/3が県外廃棄物ということになる。</p>
委員	承知した。
委員	<p>もう一つ、廃プラスチック類が7割程度ということになると、廃プラに他の廃棄物(土砂等)をまぶしたようなイメージになると思うが、資料の5ページにある堰堤を作って嵩上げするが、地盤がもたないのではないか、いわゆる円弧滑りを起こすのではないかとと思われる。大雨による災害、廃棄物の崩落の可能性もあるので、円弧滑りによって勾配が変わる可能性もあるので検討いただきたい。</p>
事業者	<p>長年他の安定型処分場で管理者をしていたが、堰堤をどのような形で構築するか、覆土あるいはがれき類をどのバランスで埋めていって硬い地盤を作っていくか、知見として持っているため、指摘に従って運営していくため、理解いただければと思う。</p>

- 委員** 許可申請時に当然出てくる話だと思う。
ダム、貯留構造物が図面にないため、円弧滑りがどうなるかというのは非常に重要になる。
- 事業者** 詳細な計画に至る際に図面として示すことができると考えている。
- 委員** その結果、ボリューム（埋立容量）が変わってくることもある。
- 委員** 環境アセスメントの評価基準となっているとは思われるが、資料5ページの浸透水や集排水施設には10年確率を使っているが、環境アセスメントの際は10年確率を使用するという事は決まっているのか。素朴な疑問として、施設を使うのが15年と決まっているにも関わらず10年確率でよいのか。20年確率、30年確率というのものもあるのに、なぜ10年確率なのか。
また、方法書の3-6ページに気象概況が載っているが、田浦局のデータは令和元年までとなっている。令和2年と令和3年がないのかというのが素朴な疑問。
令和2年は球磨川水害の年で、その際の日降水量が最も多かったのは田浦局だった。日最大雨量は田浦局は600mm程度。
そういうことを考えたときに本当に10年確率でよいのかというのが、疑問としてある。
- 事業者** 答えになるかどうかかわからないが、資料7ページの防災設備計画(3)出水対策にある「熊本県林地開発許可制度実施要領」というのがあり、これには10年確率という文言があり、それに則って10年確率としている。
- 委員** だいたいのは10年確率で計算されているため、そういうものなのかなと思うが、地域性というのものもある。そのあたりは十分に考慮して、例えば、令和2年ほどの大雨というのは50年確率くらいの雨量になると思うが、そういうものに対してどれくらいまでなら持つのかを検討していただきたい。
供用期間が15年プラスアルファとなる可能性がわかっている中でリスク管理という意味で、起こってからでは怖いので、評価はしていただきたい。
- 委員** 近々で起きた最大値は考慮していただきたいというものはある。
- 委員** 廃棄物の最終処分場の設計指針や要領があると思うため、それにおいて降雨強度、30年確率、あるいは50年確率という話もあるため、廃棄物の設計要領を基にもう一度見直しをした方が良い。おそらく10年では無理で、30年くらいの確率だろうと思う。
要するに埋立期間が15年あって、そのあと廃止するまでに何年かかるかわからないが、5年になるか15年になるかによっては、20年30年になり、確率も上がるため、別の委員からもあったように確認をしてもらった方が良い。
- 会長** 住民感情としてもそれだけの配慮があった方が受け入れやすいというものもあると思われる。検討いただきたい。
- 委員** 10年確率が県の実施要領があり、それに従ったということであれば、専門家の委員会には不要になる。最新のデータや令和2年の水害があって、

全面的に見直されている。そうしたところの議論が最新のものであって、委員はそういったところを踏まえて発言している。

これに従ったから十分であるということであれば、この審査会はいらなくなってしまうので、新しい知見に基づいた議論をしていると思う。

委員

資料の6ページについて、浸透水が場合によっては基準をオーバーしたら図3-4の礫間生物膜浄化法により処理するとなっているが、接触時間はどの程度を想定して設計しているか。

基準に自主基準を設定しているが、もしこれをオーバーした場合にどのような判断をするか、どのような考え方で対処するか教えていただきたい。

事業者

資料に書かれているとおり、沈砂池からの排出をせき止め、埋め立て地の上部にシートを張り、雨水を豎型集排水管に導くとともに、沈砂池内で希釈した後、放流することを考えている。

委員

出てきた段階で、上にシートを張っても廃棄物の中に水分が溜まっているためそれが出てくる。そうするとシートを張っても間に合わないというのが現実的な話だろうと思う。

それを含めて、どのような対応を、通常の維持管理で対応するというのであればそれはそれで構わないが、放流先が基準をオーバーしたということになれば影響があるため、場合によってはそういう不測の事態が発生した場合にどのような影響があるのかは、想定・予測した方が良いのではないかと思う。

事業者

承知した。

委員

それによっては浸透水処理施設の滞留時間を長くするなど対応が出てくると思われる。

委員

資料8ページの表3-3(2)に周縁地下水の供用後で、COD等の項目は10年に1回となっているが、これは10年に1回で問題ないのか。

事業者

ガイドラインの中ではすべき項目が決められており、その項目は●で示している。○は任意、プラスアルファで行うものである。

委員

やらないということか。

事業者

そうである。誤記というわけではない。

委員

設置計画を出した段階で協議していただいた方が良い。

委員

資料8ページの周辺地下水は測定箇所が「2」となっており、モニタリング地点を示しているということでしょうか。

事業者

上流側と下流側の2地点である。

委員

資料12ページの地下水水質(2)では年6回とされている。

事業者

有害物質については年に1回である。

委員

では、「年6回」とは何を指しているのか。

事業者

資料12ページは今回の環境影響評価のために行う調査である。資料8ページ(表3-3)は供用後のモニタリングとして行う。

委員

年6回というのは供用後ではないのか。

事業者 供用後である。実際に処分場ができて、周辺に影響を及ぼす可能性があるため、モニタリングをしていく計画である。

委員 もう少し教えていただきたい。
8ページの表3-3の「周辺井戸」は12ページの4か所であると思われるが、表3-3には「年1回」とあり、12ページには供用後に「年6回」とある。これは同じものを指しているのか。

事業者 12ページはこれから周辺環境を調査するために、環境影響評価をするために調査をする回数である。
8ページは供用後にモニタリングをするために調査をする回数である。

委員 であれば、10年に1回となっている項目もモニタリング井戸を加えて6点で行ってもよいのではないか。

事業者 確かにやればよいというところはあるが、できるだけコストを抑えたいというところがある。
ただ、決まりきったことだけではなく、ちゃんとやるということを書きたかったという形でもある。

委員 適当に言っているわけではなく、一番処分場に近い井戸であればダイレクトに処分場の影響がでる。
そこに影響が出ていないのに、周辺の4か所の井戸で影響が出ていたということであれば、別の原因ではないかということも考えられる。周辺の井戸4か所は処分場以外の理由でももしかしたら何か出るかもしれない。処分場に一番近いところで測っておけば、比較できるかもしれない。

事業者 委員のいうことは理解する。

委員 明快な方が良いと思った。近いところで測らずに、遠いところで測って影響が出たといわれてもと思ったのでコメントした。

委員 水質の話があったため、関連して。
どういう廃棄物をどれくらいの割合で埋め立てられるかというときに、6～7割が廃プラスチック類と回答があったが、特に強化プラスチックが入るとほう素の含有率が非常に高い。ビニールシートなどを作るときに強度を高めるためにほう素を吹きかける。食品関係のプラスチックであればほとんど入っていないが、強化プラスチックが入るとほう素がかなり入る。
ほう素は人の健康保護に関する環境基準として硝酸亜硝酸やふっ素とともに追加された。
ほう素の溶脱は比較的早いと聞いているが、ほう素、ふっ素は供用後10年に1回しか測定されない。
廃プラスチック類があるのであれば、10年に1度ではほとんど溶脱した後ではないかと思う。人の健康保護に関する項目として設定されている以上、ほう素は肥料にも含まれているため、埋立地から出ている、出していないということをはっきりさせるために、越猪川の直前のところで、放流水を測ってほしい。

- 委員 モニタリング地点に放流水があるというのは重要かもしれない。安全だという一番のポイントだと思う。
- 委員 二見川は農業地域を流れるため、肥料に入っているほう素とわからなくなる。
- 委員 事業者配布資料 2 ページで「越猪川」が「猪越川」になっているので修正すること。
- 委員 8 ページのモニタリングの件は、全国産業廃棄物連合会の維持管理マニュアルの改訂版が出ている。安定型処分場で供用前、供用後、閉鎖後にやらなければならないところと、自主的にやるところがあるので、参考にすること。
- 委員 8 ページの表 5-1 に環境影響評価項目があるが、対象に加えていただきたい項目がある。
「造成等の施工」の水環境の地下水の「水質」が抜けている。処分場を造る前の地下水の水質はこうだというバックグラウンドを必ず押さえる必要がある。工事中でも構わないので水質のすべての項目を把握していただきたい。
「浸出液処理水の排出」とあるが、今回の場合は「浸透水」であるため、ちゃんと書いてほしい。
その「浸透水の排出」の「水質」の有害物質は押さえておいた方が良い。場合によっては、地質から鉱物でマンガンなどが出てくることもあるため、把握しておいた方が良い。底質の含有量も把握しておいた方が良い。
「浸透水処理施設の稼働」とあるが、ここでは浸出水の簡易処理を行うため、水質・水量は押さえておく必要がある。
別の委員からもあったが、放流口の水は確実に抑えなければならないと思っている。
- 事業者 1 点確認したい。浸出液処理施設の水量・水質の話があったが、まだ施設ができていない段階でどういうふうに・・・
- 委員 計画段階で、埋め立て面積・計画年数により埋立計画が決まるため、そのときの降雨量、10 年確率なのか 30 年確率なのかの問題はあるが、それによって浸透水量がどれくらい出てくるかを予測しなければならない。それによって沈砂池の容量、規模が決まってくる。
また、浸透水処理施設の滞留時間や生物処理の能力に合わせた滞留時間が出てくる可能性がある。
環境アセスメントと同時に設置許可の計画を進めていると思うため、それを含めて一緒に予測をしなければ水量の予測ができないだろうと思われる。
埋め立てる廃棄物の 70% がプラスチックということであれば、廃棄物層自体が地盤沈下を起こす。85 万 m³、一日 210m³ 入れるが、沈下を起こせば圧密がかかるため、それ以上の埋立量になり、20 年 30 年になる可能性もある。埋め立てる廃棄物の単位体積重量、埋立後の圧密を想定した廃棄物処理計画が必要となってくる。
それに合わせて、降雨量の問題、浸透水の発生量の問題、場合によってはガス、硫化水素の発生の問題も出てくると思われる。

廃棄物処理計画がわからなければ環境アセスメントが動かないのは、廃棄物関係の環境アセスメントの特徴である。

事業者

30年確率か50年確率かというところにつながってくる話だと思うが、沈砂池を作る際は構造基準に則ってやることになる。浸透水の量などが出てくると考えている。

その後、実際の水の水質という話になると、難しいが、例えばモニタリング井戸の水質で評価ができると考えてよいのか。

委員

廃棄物から出てくる浸透水の原水は、浸透水処理施設、生物膜に入る前のものである。その水質がどれくらいなのかということである。

基準としてはBODが16 mg/L、CODが32 mg/L以下になるようにというものがある。それを超えた場合に、浸透水処理施設で処理して、沈砂池で希釈して出すということになる。

浸透水の本来の水質は、浸透水処理施設の手前で、放流水は沈砂池で出てきた希釈した後の水ということになる。

事業者

維持管理に必要なデータなので、それを押さえて管理をするという話か。

委員

維持管理マニュアルには安定型処分場の浸出水の写真があると思う。CODが高いところは、明らかに20 mg/Lを超えている、40、60 mg/Lというところもあり、そういうものが出る可能性がある。

それを踏まえたうえで対応しなければ放流できない。

会長

ただ今の意見を参考に方法書の改訂を進めていっていただきたい。

委員

先ほど周辺井戸で年1回供用後も測るという話があったが、それで何か数値が異常なものが出たらどう対応するのか。

事業者

経験してきた安定型最終処分場で、集中豪雨などがあった場合、BODやCODの数値の変化があることがある。その場合、2か月程度経過を見るとということになる。

ただ、有害物質が出た経験はこれまでなく、よその処分場の事例を見ると、いつから数値がおかしくなったというところをさかのぼってそこまで掘り返すという対応をしている業者もあった。

供用後1年に1回としているが、自分が以前いたところでは毎月多項目で検査をしていたので、もう少し検討して頻度を上げていつからおかしくなったかというのがわかるような運用をしなければならないと個人的には思っている。検討の要素とさせていただきたい。

委員

それもあって、源のモニタリング井戸との比較もするとよいのかなと思う。

そのあたりは事業者が専門だと思うが、今の言葉で、ここから上がったということでもそこまで掘り返すという対応を想定しておく。

よくありがちなのは「とは限らない」という結局何のために測っているのか、測って異常値が出たのに「とは限らない」「とは言い切れない」という対応だと・・・

ただ、実際にそういう対応があるということで伺っておく。

委員

安定型処分場を造るのであれば環境アセスメントをちゃんとやってもらって、地元の人から納得してもらえそうな立派な処分場を作っても

らいたい。

さらに、水害など災害が起きているので、災害廃棄物も特措法で安定型廃棄物に該当するものは安定型処分場に処分してよいという考え方もあるので、処分場が足りない状況の中では立派にやって、地元の人から「やっぱり作ってもらってよかった」といわれるくらいのもを造っていただきたい。

当然経済的な問題もあるため、儲かってもらう必要もあるが、そういうものを期待したい。

委員

6-37 ページにある調査、予測及び評価の手法で 1. (3) 周辺河川の状況に「地下水への影響を河川にて確認する調査」とあるが、これはどういう調査か。

事業者

方法書を作るにあたって、pH や EC の測定は河川の水質のための調査ではないかと指摘があった。だが、そうではなく、地下水への影響をみるために河川や沢の上流部で水質の変化をみるために測定するという話をして、追記した。

委員

河川で EC を測れば地下水への影響がわかるということか。

事業者

何かが流れてくれば EC や pH が変わったりするだろうと。

委員

その手法がよくわからなかったが、なんとなくわかった。

委員

ヘキサダイアグラムがあるので、河川と浸透水のヘキサダイアグラムが合致するかしないかで影響があるかないかを判断できる。

場合によっては、ヘキサダイアグラムのベースになるものを事前に調べればよいかもしれない。埋立を開始する前に、事業者が自らを守るためのバックデータとして押さえておく必要があるかもしれない。

会長

まだまだ議論があるかもしれないが、審議を終了する。

※配付資料

(資料 1) 令和 4 年度第 1 回熊本県環境影響評価審査会 次第

(資料 2) くまさん安定型最終処分場整備事業に係る環境影響評価手続きについて